



平成 24 年 5 月 21 日

各 位

会社名 佐藤商事株式会社
代表者名 代表取締役社長 村田 和夫
(コード番号 8065 東証第一部)
問合せ先 常務取締役 田浦 義明
(電話番号 03-5218-5312)

役員退職慰労金制度の廃止及び 株式報酬型ストックオプション制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 21 日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を廃止し、あわせて取締役及び監査役に対し株式報酬型ストックオプション制度を導入することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。
なお、本件は平成 24 年 6 月 27 日開催予定の第 89 期定時株主総会に付議する予定であります。

記

1. 役員退職慰労金制度の廃止について

当社は、経営改革の一環として、役員退職慰労金制度を平成 24 年 6 月 27 日開催予定の当社第 89 期定時株主総会(以下、「本総会」という。)終結の時をもって廃止することといたしました。

本総会終結後も引き続き在任する取締役及び監査役につきましては、本総会終結の時までの在任期間に対する退職慰労金を打切り支給することとし、本総会に議案を付議いたします。

なお、その支給時期は各役員の新株予約権の行使後とする予定であります。

2. 株式報酬型ストックオプション制度の導入について

役員退職慰労金制度を廃止することに伴いストックオプション制度を導入し、取締役については株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することにより、株価上昇及び業績向上への貢献意欲を一層高めることを目的として、また監査役については企業価値向上を目指す監査・調査意欲を一層高めることを目的として、取締役及び監査役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定についての議案を付議いたします。

本件ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、従来の取締役及び監査役の報酬等の額とは別枠にて、取締役については年額 45 百万円以内、監査役については年額 5 百万円以内として、それぞれ設定したいと存じます。また、その割当てに際して公正価格を基準として定める払込金額の払込みに代えて、本件ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく取締役及び監査役の報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされることを予定しております。

取締役及び監査役に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容は、以下のとおりであります。

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数は、取締役に対しては総数 150,000 株を、監査役に対しては総数 20,000 株を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とする。各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は 100 株とし、付与株式数が調整された場合には、取締役及び監査役それぞれに交付する株式の総数につき、調整後の付与株式数に下記②の新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

付与株式数の調整は、本議案の決議の日(以下、「決議日」という。)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載に同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により行い、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

② 新株予約権の総数

取締役に対して割り当てる新株予約権の総数 1,500 個及び監査役に対して割り当てる新株予約権の総数 200 個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。

③ 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会にて定める額とする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から 30 年以内の範囲で、取締役会において定める。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

⑦ 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、上記⑤の期間において、当社の取締役もしくは監査役の地位を喪失した日の翌日以降に新株予約権を行使することができるものとする。その他、新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。

⑧ その他の新株予約権の内容

上記①から⑦に記載のない新株予約権に関するその他の内容については、取締役会において定める。

以上